

ハサップ 令和5(2023)年度 とちぎHACCPサポートセミナー開催のご案内

県内に事業所又は営業所を設置する食品等事業者で「とちぎHACCP*1」の認証取得を希望される方を対象にとちぎHACCPサポートセミナーを開催します。

*1：栃木県食品自主衛生管理認証制度を通称「とちぎHACCP」と呼んでいます。とちぎHACCPは、HACCPの手法を取り入れて、基本的な衛生管理を確実に実施、継続できる施設を認証する栃木県独自の制度（自治体認証）です。R5(2023)年5月30日現在205施設が認証を受けています。とちぎHACCPは、認証機関の審査を受けて取得するものと「特別認証」により取得するものがあります。「特別認証」とは、とちぎHACCPと同等以上の衛生管理が担保されていると認められる第三者認証(ISO22000、FSSC、SQF、JFS-C)を取得している事業者に対して県が認証を行うものです。ISO22000等の第三者認証を受けている事業者でとちぎHACCPの認証を希望される事業者は、認証を希望する施設を管轄する健康福祉センターに御相談ください。

(注意事項) 本研修会は、一般的なHACCPの概念等を学ぶ研修ではありません。申込みする際に御注意ください。

セミナーの内容

とちぎHACCPの概要、認証基準を講義により学び、その後、認証機関*2、行政に直接相談できる場を設けます。

なお、相談会時の相談内容は、とちぎHACCPの認証に関わることに限らせていただきますことを御了承ください。

開催日：令和5(2023)年10月11日(水)

時間：13時30分～16時(受付開始13時)

会場：栃木県庁研修館 401研修室、402研修室(栃木県宇都宮市埴田1-1-20)

* 研修会当日は、公共交通機関又は県庁の地下駐車場をご利用ください。

講義内容	1限目	とちぎHACCPの概要について	5分
	2限目	健康福祉センター(保健所)への届出基準について	20分
	3限目	とちぎHACCPの認証基準について	50分
	4限目	相談会	60分



*2：とちぎHACCPの認証機関は、(公財)栃木県保健衛生事業団及び(公社)栃木県食品衛生協会の2団体です。

参加要件

○県内に事業所又は営業所が所在するとちぎHACCPの認証取得を希望する食品等事業者とします。

○参加する方は、原則として食品等事業者が編成するHACCPチームの一員であり、次の①～③をはじめとするHACCPに関する基本的な知識を有している方とします。

- ① HACCP導入のための7原則12手順
- ② 食品衛生法第51条第1項第1号に基づく一般衛生管理に関する基準
- ③ 食品衛生法第51条第1項第2号に基づくHACCPに沿った衛生管理に関する基準

* 要件を満たしていないと判断される方の申込みをお断りする場合がありますことを御了承ください。

お申し込み方法

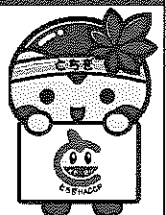
方法：電話(申込みの際に御本人から参加要件の聴き取りをします。)

申込先：☎028-623-3114

申込期限：定員になり次第締め切りとさせていただきます。

定員：25事業者程度(1事業所につき2名まで)

* 詳細は、栃木県ホームページ(右のQRコード)を御参照ください。



お問い合わせ先/申込み先：

栃木県保健福祉部生活衛生課 食品安全推進班

(TEL028-623-3114)